

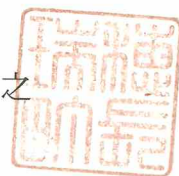


瑞穂町告示第155号

瑞穂町税賦課徴収条例（昭和25年条例第7号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のとおり延長する。

令和元年11月25日

瑞穂町長 杉浦裕之



記

町税の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地として指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該町税の納期限等が令和元年10月12日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日までに延長する。

ただし、納税者等から納期限等の延長を希望しないとの意思表示がある場合は、この限りでない。

都道府県名	指定地域
東京都	西多摩郡奥多摩町日原